

**確定申告についてのお知らせ**

国税庁ホームページでは、マイナンバーカードとスマホを使って、所得税・消費税の申告書を作成し、e-Taxで提出することができます。

e-Taxで申告することにより、「還付金の早期還付」「確定申告期間中に24時間利用が可能（メンテナンス期間は除く。）」「保存データの使用による翌年申告の簡略化」など、さまざまなメリットがあります。

感染症対策の観点からも自宅からマイナンバーカードを使用したスマホ申告を、ぜひご利用ください。

**【手続きの詳細】**

国税庁ホームページをご確認ください。



富良野税務署 ☎ 22-2144

**広報12月号のお詫びと訂正**

広報しむかっぷ2023年12月号の3ページの記事に誤りがありました。

誤：苦務神社祭典 正：苦鷗神社祭典

皆さまにご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

お悔やみ申し上げます

字占冠 山崎 洋子さん (77歳)

令和5年11月17日ご逝去

**ご存じですか？「エシカル消費」**

皆さんは、「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか。

エシカル（倫理的・道徳的）消費とは、より良い社会に向けた、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これがエシカル消費の第一歩です。

例えば、障がいのある方の支援につながる商品を選ぶことや地元産商品の購入、マイバック・マイボトルを活用することもエシカル消費です。

エシカル消費は「社会が豊かなときに、お金の余裕がある人が実践するもの」ではありません。一人一人が思いやりを持った消費行動を心掛けて、商品が届くまでの背景や廃棄された後の影響を考え、そこにある課題を知り、その解決につながるようなモノやサービスを利用することが、次世代へバトンをつないでいく私たちの役割です。

消費と社会のつながりを「自分ごと」として捉え、世界の未来を変えるために、今から行動しましょう。  
※SDGsの17のゴールのうち、特にゴール12（つくる責任 つかう責任）に関連する取り組みです。

【消費者庁ホームページ】



エシカル消費  
ホームページ



エシカル消費  
特設サイト



**生活・仕事相談会を開催します**

日時 令和6年1月24日(水)  
①10時00分～10時50分  
②11時00分～11時50分

場所 占冠村役場

対象者 生活の中で「どうしたらよいか分からない」ことがある方

申込 1月23日(火)の午後3時までに  
電話、FAX、メールで予約してください。

相談料 無料

☎ 自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」  
☎ 0166-38-8800 FAX 0166-33-0021  
メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

**運転免許更新講習会場の変更について**

令和6年4月より、運転免許更新の講習会場が下記の通り変更となります。

【令和6年3月まで】

◎富良野地域人材開発センター  
(富良野市西麻町1番1号)

【令和6年4月から】

◎ふれあいセンター2階 集会室  
(富良野市春日町12番5号)

会場の詳細等については、富良野警察署で更新手続きの際にご案内します。

富良野警察署交通課 ☎ 22-0110

**林業退職金共済制度(林退共)のご案内**

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が従事者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界を辞めたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

**制度の特徴**

- ▶ 掛け金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費になります。
- ▶ 掛け金の一部を国が免除します。
- ▶ 雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

**事業主の皆さまへ**

- ▶ 共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ▶ 共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

**労働者の皆さまへ**

- ▶ 事業所が変わるときは共済手帳を忘れずに受け取りましょう。
- ▶ 林業界を引退するときは、忘れずに退職金請求しましょう。
- ▶ 以前、林業の仕事をされ、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。

☎ 独立行政法人勤労者退職金共済機構  
林業退職金共済事業本部

☎ 03-6731-2889 FAX 03-6731-2890



**■入居資格**

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方
- 月収が15万8,000円以下の方

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12カ月で割った金額が15万8,000円以下の方)

※敷金の納入が必要です。

※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね2月1日(木)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当

トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当 ☎ 56-2172

**村営住宅等入居者募集のご案内**

募集団地	受付期限 1月15日(月)
●中央地区 1戸	
○第2千歳団地※	4LDK 1戸
●占冠地区 1戸	
○占冠団地	3LDK 1戸
●トマム地区 2戸	
○第2トマム団地	3LDK 2戸

※第2千歳団地は所得基準が異なります。  
詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。

**運転免許更新時講習会**

会場：富良野地域人材開発センター  
富良野市西麻町1番1号

■優良講習 (30分)

- ◎1月10日(水) 13時～
- ◎1月16日(火) 13時～

■一般講習 (1時間)

- ◎1月10日(水) 14時～
- ◎1月16日(火) 14時～

■初回講習 (2時間)

- ◎1月12日(金) 13時～

■違反講習 (2時間)

- ◎1月24日(水) 13時～

※警察署等で更新手続きを終えていなければ、更新時講習は受講できません。

富良野警察署交通課 ☎ 22-0110

**占冠村の放射線量の状況 (12月分)**

測定日 令和5年12月12日(火)、13日(水)

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	14時49分	曇り	0.043
双民館グラウンド	14時30分	曇り	0.042
占冠地域交流館グラウンド	14時15分	曇り	0.046
占冠保育所グラウンド	14時43分	曇り	0.033
トマム学校グラウンド	10時32分	雪	0.036
トマム保育所グラウンド	10時35分	雪	0.029

※北海道の空間放射線量率モニタリング結果（上川総合振興局 0.021～0.098）と比較して平常レベルと判断されます。「北海道の空間放射線量率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

http://www.iph.pref.hokkaido.jp

総務課総務担当 ☎ 56-2121